

中小機構の概要(H16.7発足後の沿革)

《3法人統合に伴う組織・人員のリストラ》

- 組織の見直し
統合前29部100課から統合後8部40課室に縮減。
- 常勤職員数の削減
独法発足時884名から▲99名の削減目標。
(H19.4/1時点で▲83名を削減)

《3法人の経営資源を活かした中小企業への総合支援機能の強化》

- 創業・新事業展開、経営基盤強化、経営安定強化の3本柱に業務を集中
左記人員削減を実施しつつ、組織横断的な人員再配置を敢行し業務を重点的実施。
- 中小企業支援の実効性を高める支援機能の強化
全国9の支部を設置し職員の半分以上を配置、現場ニーズに応える支援機能充実。
- 新たな中小企業政策上の課題への機動的対応
新連携支援、地域資源、中心市街地活性化、事業承継、再生支援等に対し、既存業務のノウハウを活かし、効果的かつ機動的に対応。

《統合後も随時既存業務見直し》

- 直接出資・債務保証業務の廃止
民活法、特商法に係る債務保証業務、FAZ法に係る出資、債務保証業務
- 中小企業大学校旭川校への市場化テスト(モデル事業)の導入

創業・新事業展開

- ◎中小・ベンチャー企業の発展段階に応じた支援をワンストップで実施
 - ・ハンズオン支援(専門家派遣)・ビジネスマッチング事業
 - ・新連携事業
 - ・スタートアップ助成金
 - ・ファンド出資事業
 - ・インキュベーション施設を活用した創業・新事業支援

経営基盤の強化

- ◎中小企業が直面した課題に応じて相談・助言・人材育成等を実施
 - ・経営相談・助言・情報提供
 - ・中小企業大学校等による人材育成
 - ・高度化事業
 - ・地域中小企業の活性化支援等

経営安定の強化

- ◎再生支援協議会との連携による再生支援、小規模企業共済、倒産防止共済等のセーフティネット制度の実施運営
 - ・再生支援業務
 - ・小規模共済、倒産防止共済
 - ・災害復旧支援

その他(期限付き事業等)

- ◎期限付き業務を着実に実施
 - ・産業用地の提供
 - ・繊維構造改善等
- ◎随意契約等の見直しの実施
(随意契約の割合(金額))

17年度	59.2%	→	18年度	44.7%
------	-------	---	------	-------

《課題》

- 都道府県等他の支援機能との役割分担の明確化
- インキュベーション施設整備の重点化

《課題》

- 都道府県等他の支援機能との役割分担の明確化
- 旭川校における市場化テスト(モデル事業)の実績評価も踏まえ他校にも導入拡大

《課題》

- 小規模共済における繰越欠損金の着実な削減
- 倒産防止共済の貸付債権の着実な回収
- 両共済の加入促進

《課題》

- 更に透明性を高めた一般競争入札等の導入等、独法の整理合理化計画策定の基本方針の趣旨を踏まえた業務運営の効率化

中小企業政策上の課題に機動的に対応し、高度な支援を実現する、中小企業政策実施機関として、その効果を最大限発揮するよう以下のように見直し

創業・新事業展開

- ハンズオン、ビジネスマッチング事業の重点化等
都道府県等との役割分担を踏まえ、国が示した中小企業政策上必要な課題に対応した支援、都道府県等では対応困難な案件に対する支援に限定、都道府県等との連携による地域のシナジー効果の向上を図る。
ビジネスマッチングは全国的なもの、政策課題に対応したものに限定。

○スタートアップ助成金

平成20年度をもって当該助成金を廃止。

○中小機構施設整備費補助金

平成19年度をもってインキュベーション施設整備のため機構に交付先を限った当該補助金を廃止。

・間接出資(ファンド出資事業)

外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価手法等の検討を進め、適切に事業運営。

経営基盤の強化

- 経営相談・助言事業の重点化等
都道府県等との役割分担を踏まえ、国が示した中小企業政策上必要な課題に対応した支援、都道府県等では対応困難な案件に対する支援に限定、都道府県等との連携による地域のシナジー効果の向上を図る。
セミナー開催による情報提供は、他機関との重複がないよう、政策課題を踏まえたものを実施。

○大学校への市場化テスト導入

次期中期目標期間中に、全ての大学校において、企業向け研修への市場化テストの導入を図る。(旭川校でのモデル事業の評価を踏まえて積極的に対応。)

・高度化事業

不良債権額を平成22年度末までに半減させる(参考)高度化事業の不良債権の削減状況

17年度末	1765億円	→	18年度末	1185億円
-------	--------	---	-------	--------

経営安定の強化

- 小規模共済の繰越欠損金の削減
引き続き金融資産の運用効率の向上を図り、繰越欠損金の削減。
- 倒産防止共済の不良債権の回収促進
更なる回収率の上昇を図り、保有資産の一層適切な管理。

期限付き業務

- ・産業用地の提供
平成26年3月までに終了。
- ・繊維構造改善事業
平成22年5月までに終了。

業務運営の効率化

引き続き、行革推進法の規定に沿って人件費総額を削減する等業務運営の効率化

○随意契約の更なる見直し

原則として全ての契約を一般競争入札等に移行。

○保有資産の見直し

利用度を精査の上、利用率低い職員宿舎を売却する、職員宿舎処分計画を平成19年度中に作成。

○産業用地事務所・開発所の支部への統合

今中期目標期間中に産業用地事務所(3カ所)及び開発所(3カ所)を全廃し、支部に統合。

・直接出資・債務保証業務

産業活力再生法に基づく直接出資・債務保証業務は、先般の通常国会で同法改正で廃止済。中小企業新事業活動促進法、TLO法に基づく業務についても、今中期目標期間中に廃止。